

認定申請・利用申込・利用者負担算定に必要な書類

※提出が必要な書類全てが揃って申込完了となり、書類不備・未提出書類がある場合は申込が完了せず、利用調整（入所選考）・給付認定は行われません。

※本市ホームページ「幼稚園・保育所等に関する様式集（保護者向け）」より印刷可能です（一部の様式はございません）。

1. 全ての方が必要な書類

提出書類名称	提出
教育・保育給付認定申請書	必須
<ul style="list-style-type: none"> ・保育の利用兼保育所入所等申込書 ・発育状況調書 ・保育の利用申込（継続）時におけるご注意事項【重要】 ・母子健康手帳 	保育所などの認可保育施設（2・3号）を希望する場合必須

2. 保育が必要な理由を証明する書類（父母ともにいずれかの書類が必要）

保育が必要な理由	提出書類名称	添付書類又は注意事項	提出
雇用されている方 （会社員・公務員・パート・派遣社員）	就労証明書 ※月64時間以上必須	<ul style="list-style-type: none"> ・就労予定の場合も本証明書 ・育児休業中の方は「育児休業等取得証明書」 	父母
自営業の方 （自営専従者含む）	自営業状況書 （添付必須書類あり 右参照） ※月64時間以上必須	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>最新年度の確定申告書の控え第一表及び第二表（添付必須）</u> 自営業開始予定の場合には、開業に係る経費の支出明細等、収支状況が確認できる書類 ・<u>開業届・事業内容のわかるもの（添付必須）</u> 自営業開始予定の場合には、事業計画書や店舗予定地の賃貸借契約書等、自営業を開始することがわかる書類 	父母
内職している方	内職証明書 ※月64時間以上必須 ※平均月収2万円以上必須	<ul style="list-style-type: none"> ・内職を請負っていることがわかる書類、内職の実績の支払状況がわかるもの 	父母
就学している方 （職業訓練学校含む） （※1）	就学状況証明書 ※在学証明書・時間割表添付要	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書は学生証で代替可 ・就学予定の場合、合格通知書など入学することがわかる書類 	父母
疾病・障がいをもっている方	病気・障がい状況証明書 ※整骨院・鍼灸院等除く	<ul style="list-style-type: none"> ・該当者のみ 身体障がい者手帳4級以上、療育手帳A・B等、精神障がい者保健福祉手帳3級以上の等級が確認できるページ（写） ・病気の場合、医師の診断証明 	父母
同居の家族の介護・看護をしている方 （但し、申込児童除く）	介護・看護状況証明書 及び （介護・看護を受ける方の）病気・障がい状況証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・看護を受ける方が身体障がい手帳4級以上、療育手帳A・B等、精神障がい者保健福祉手帳3級以上をお持ちの場合は手帳（写） ・母子通園の場合、付き添い児童の在園証明 	父母
仕事を探している方	求職活動申込書 ※月64時間以上必須	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動中の事由で認可保育施設を利用できるのは2ヶ月まで ・入所申込時は2ヶ月ごとに再申請が必要 	父母

※1 対象となる学校は、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校に限られます。

＜次ページへ続く＞

2. 保育が必要な理由を証明する書類（父母ともにいずれかの書類が必要）の続き

保育が必要な理由	提出書類名称	添付書類又は注意事項	提出
産前・産後の期間にある方（産後8週まで）（※2）	母子健康手帳（写） ※指定様式なし（ご持参ください）	・母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ（写）	母
災害の復旧に当たっている方	罹災証明書 ※指定様式なし	—	父母
育児休業中で在園児の継続利用を希望する方（※2）	保育の利用継続申請書 育児休業等取得証明書	・現在利用中の施設長・事業主の意見が必要	父母

※2 育児休業又は産前産後休業中の方は、職場復帰が決定した際に「産後休暇・育児休業等復帰証明書」の提出が必要です。

3. その他、利用申込時（施設・事業の利用開始後）にあたりご用意いただく書類（該当者のみ）

保護者・世帯・児童の状況	提出書類名称	備考	提出
育児休業を取得している方	育児休業等取得証明書	育児休業中は保育の利用ができません（在園中に、新生児の出産に伴って、育児休業を開始された場合を除く）。そのため、育児休業中に内定なられた場合、入園月月末までの職場復帰が必須条件となります。	<input type="checkbox"/>
育児休業中で待機証明書の発行を希望して入所申込をされる方	育児休業等取得中の利用調整（入所選考）に関する申立書	利用調整（選考）上、減点。 入所選考にて待機となった場合に待機証明書の発行が可能。	<input type="checkbox"/>
きょうだい一緒に申込される方	兄弟姉妹入所条件書	内定パターンを選択の上、提出。	<input type="checkbox"/>
申込児童が常時保育、または一時預かり等を利用している場合（一日4時間以上）	常時保育・一時預かり等利用証明書	利用調整（選考）上、加点	<input type="checkbox"/>
<令和6年4月入所選考より新設> 出産（18点）ではなく、就労・就学での利用調整（入所選考）を希望される場合	産後休業直後の復職に関する申立書 産後休業直後の復学に関する申立書 ※次ページの<産後休業直後の復職（復学）に関する申立書について>を参照	利用調整（入所選考）において、就労・就学要件で採点。 産休明け加点対象（2点×クラス年齢）。 産後休業期間直後の職場復帰が必要。	<input type="checkbox"/>
就職予定で、前職からの転職期間が1ヶ月以内の方	前職の就労証明書 ※退職日の記載必須	利用調整（選考）上、就労予定ではなく就労で採点可能。 ※入所月1日時点で就労開始している必要あり。	<input type="checkbox"/>
ひとり親世帯の方	児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証、戸籍謄本（省略なしの内容）、離婚受理証（親権記載の内容）	いずれか一通の写し	<input type="checkbox"/>
離婚調停（係争）中の方	事件係属証明書又は呼出状	裁判所受付印があるもの、または裁判所発行のもの	<input type="checkbox"/>
生計中心者が失業している場合	雇用保険受給資格者証等	生計中心者の場合のみ利用調整（選考）上加点	<input type="checkbox"/>

<次ページへ続く>

3. その他、利用申込時（施設・事業の利用開始後）にあたりご用意いただく書類（該当者のみ）の続き

保護者・世帯・児童の状況	提出書類名称	備考	提出
生活保護を受給されている方	生活保護受給証	—	<input type="checkbox"/>
申込児童または同居家族が障がい者手帳を有しているか特別児童扶養手当を受給している場合	身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当受給がわかるもの	いずれかの写し。 利用者負担額（保育料）算定のため。 申込児童が該当する場合、利用調整（入所選考）上加点あり。	
申込児童の直系親族（保護者以外・65歳未満）と同居されている場合	同居者の保育が必要な理由を証明する書類（就労証明書など） ※直系親族以外は不要	提出がない場合、利用調整（入所選考）上減点になります	<input type="checkbox"/>
育児休業に伴い、退園または1号認定に変更した後、再申し込みする場合（詳細 21～22 ページ）	育児休業に伴う退園・1号認定変更証明書	利用調整（選考）上、加点	<input type="checkbox"/>
保育士等の資格を有し、認可保育施設等で勤務している（予定含む）場合（詳細 20 ページ）	保育士等加点にかかる同意書 各資格を証する書類	月120時間以上（週30時間以上）勤務・勤務予定の場合のみ利用調整（入所選考）上、加点	<input type="checkbox"/>
高槻市へ転入予定の方	賃貸借契約書・建物売買契約書など 同居申立書 申込児童の母子手帳・健康保険証など	高槻市への転入を証明する書類。 申込児童の氏名・生年月日が確認できる書類。	<input type="checkbox"/>
市民税未申告の方	（市民税課にて申告の上）市・府民税課税証明書または住民税決定通知書	父母の合計所得が266万円以下の場合、利用調整（選考）上加点。 利用調整（選考）にて同点時、父母の合計所得を参照する場合あり。	父 母
令和5年1月2日以降に本市へ転入された方（※2）	令和5年度市・府民税課税証明書 または住民税決定通知書	入園後の利用者負担額（保育料）算定等のためにも必要です。	

※2 令和5年1月1日時点で高槻市に住民票があった方は、市民税課税台帳を閲覧します。

<産後休業直後の復職（復学）に関する申立書について（令和6年4月入所選考より新設）>

原則、入所希望月の1日が産前産後期間（出産予定日6週間前～出産予定日後8週間が経過した日の翌日）に含まれる場合、利用調整（入所選考）において、妊娠・出産要件（18点）として認定・採点されます（就労・就学要件等で申し込まれている場合においても、上記期間中は妊娠・出産要件（18点）で、認定・採点します）。

令和6年4月入所選考より、「産後休業直後の復職（復学）に関する申立書」をご提出いただくことで、産後休業直後に復職・復学されることを条件に、妊娠・出産要件ではなく、就労・就学要件にて認定・採点させていただきます（ご提出が無い場合、従来通り、妊娠・出産要件として認定・採点されます）。

※ 本申立書裏面の「（参考）産前産後期間の利用調整（選考）における採点について」に、より詳しい情報を掲載しています（申立書は市ホームページより印刷可能です）。

<注意事項>

本申立書を提出されない場合（出産要件で選考された場合）においても、育児休業を取得しながら認可保育施設に通うことはできません。